

一般廃棄物搬入指示申請について

事業所用

1. 事業系一般廃棄物の搬入手続きについて

従前乙訓環境衛生組合が所管していました搬入承認事務は、「乙訓環境衛生組合廃棄物の処理に関する条例（平成 9 年条例第 2 号）」が、「乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 23 年条例第 7 号）」に全部改正されたことにより、廃止となりました。

そのため、事業活動により生じた一般廃棄物を乙訓環境衛生組合で処理を行うには、向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 22 条第 3 項であらかじめ市長に届け出て、搬入指示を受けなければならないと規定されていますことから、市で搬入承認に替わる事務を行うこととなります。

手続き方法は下記のとおりとなりますが、乙訓環境衛生組合に一般廃棄物を搬入される事業所は別添「事業系一般廃棄物の処理について」及び「調査票」の提出が必要となりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

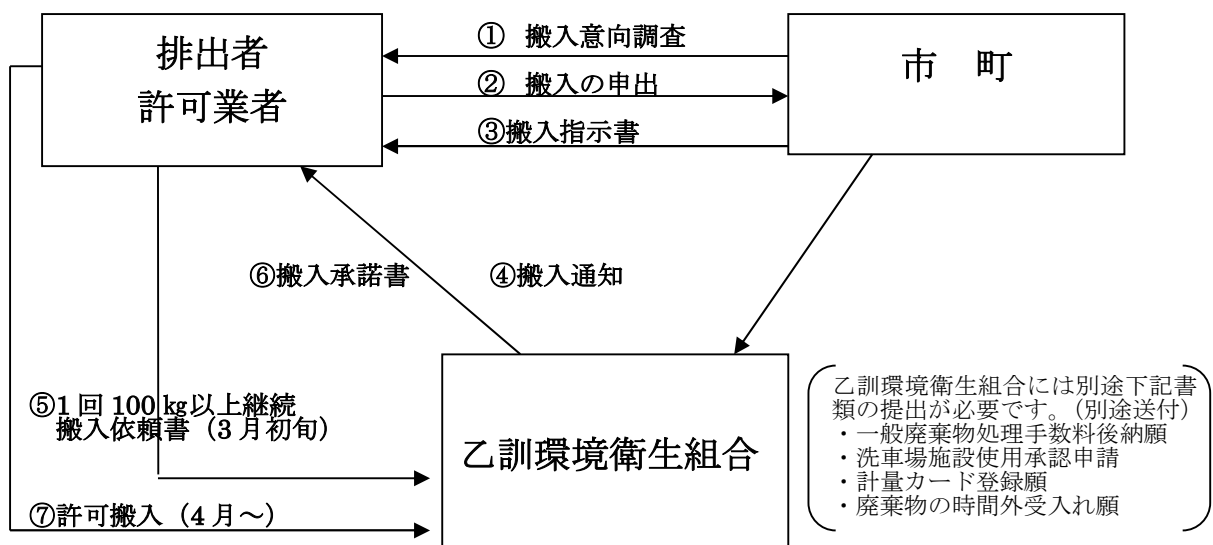
2. 手続き

一般廃棄物搬入指示の申請は、事業所ごとに「事業系一般廃棄物の処理について」を市に提出していただく必要があります。

その後、市条例・乙訓環境衛生組合の受入基準等に適合しているか審査し、適当と認められる事業所に対して「事業系一般廃棄物搬入指示書」を送付することにより、乙訓環境衛生組合に事業系一般廃棄物を搬入することができます。ただし、1 回当たりの搬入量が継続して 100kg を超える場合は、別に乙訓環境衛生組合の承諾を受ける必要があります。

また、排出量は毎年度変わることが予想されることから、この申請は毎年していただくこととなります。

標準的なフローは、下記図のとおりです。



事業系一般廃棄物の処理について

年 月 日

(宛先) 向日市長

申請者

住 所

氏 名

㊟

電 話

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

向日市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第22条の規定に基づき、別添調査票を添えて、下記のとおり届出いたします。

記

1. 排出事業所

2. 廃棄物発生の年月日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3. 廃棄物の発生場所

4. 廃棄物の種類

5. 廃棄物の発生見込み量

kg/回

kg/月

kg/年

6. 廃棄物の搬入方法

・ 自己搬入 ・ 許可業者に委託 (業者名 : _____)

・ 車両番号 _____

令和 年度事業系一般廃棄物搬入調査票

【排出事業者用】

1. 事業所について

(1) 事業所名 _____

(2) 業 種 _____

(3) 担当者職氏名 _____

(4) 担当者連絡先 **TEL** _____

FAX _____

E-mail _____

2. 廃棄物の排出状況

乙訓環境衛生組合に搬入するごみの種類と頻度を記入してください

ごみの種類	1回の搬入量	排出頻度

※排出頻度は、週〇回（何曜日）や月に〇日等記入ください。季節の変動が大きい時は、
具体的にお願いします。